

地域振興事業の変更・中止・廃止等の取扱いについて

地域振興事業の助成対象となる 6 細事業（①地域活性化推進事業、②地域産業振興事業、③地域環境保全推進事業、④地域文化振興事業、⑤地域国際交流推進事業、⑥地域情報化推進事業）において、各市町村が実施する事業に変更等が生じた場合の基本的な手続きについては下記のとおりとなります。

【事業の変更等に係る基本的な手続きについて】

1. 変更について

（1）変更とは

事業内容又は経費配分の変更。細事業の変更（例：活性化推進事業を国際交流推進事業に変更）は認められない。

（2）細事業間での経費配分の変更（例：A 事業の不用額を B 事業に充当する）

現行の実施要綱では認められない。

（3）提出書類

第 3 号様式（変更承認申請書）を提出。

2. 中止について

（1）中止とは

一般的な延期又は再開を前提とした一時中止。

（2）提出書類

第 5 号様式（中止承認申請書）を提出。

3. 廃止について

（1）廃止とは

一般的な中止。当該年度において事業を再開しない。

（2）提出書類

第 5 号様式（廃止承認申請書）を提出。

（3）精算について

要綱第 8 条に基づき、実績報告書を提出し、その内容が適切な場合は助成金を支払うこととなる。また、事務上の行き違いなどを防ぐために、費用が発生していない場合でも事業費 0 円の実績報告書を提出し、0 円精算を行う（0 円の請求書は不要）。